

平成30年4月 鞍手町農業委員会定例総会議事録

(第4回)

注：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消してあります。

第4回 鞍手町農業委員会総会議事録

平成30年4月6日

開催場所 議事堂

出席委員（ 12名） 相葉富雄・深草貞雄・栗田幸則・古野久和
筒井浩一・白石信幸・幸田 剛・松尾健一
岡松尚壽・遠藤幸男・小長光 隆・日高ゆかり

事務局職員（ 2名） 筒井英和事務局長・中勇一郎係長

| | | | |
|------|---------|----------------------|-----|
| 議事日程 | 議案第 12号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| | 議案第 13号 | 農用地利用集積計画（所有権移転）について | 3件 |
| | 議案第 14号 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について | 13件 |

会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、第4回鞍手町農業委員会を開催致します。本日の出席人員は12名で、会議は成立致します。本日の議事録署名委員は8番の松尾健一委員と10番の岡松尚壽委員の2名を指名致します。議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告を致します。

局 長 それでは、議案の朗読をさせていただきます。

| | | |
|---------|----------------------|-----|
| 議案第 12号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第 13号 | 農用地利用集積計画（所有権移転）について | 3件 |
| 議案第 14号 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について | 13件 |

局 長 以上が本日の議題であります。続きまして非農地証明願いが2件あります。農地第三分科会で現地調査実施後審査の結果承認することとしましたので報告いたします。内容につきましては本日総会資料の14ページから17ページの通りであります。続きまして、来月の日程ですが農地第三分科会を平成30年5月8日火曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を平成30年5月10日木曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、議案に移ります。議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について1件。譲渡人〇〇氏、譲受人〇〇氏、申請土地、古門〇〇番地、外〇筆、登記地目、現況地目 牧場、合計面積〇〇㎡、建築面積〇〇㎡、農地区分第2種農地、申請理由は太陽光発電施設の設置であります。

農地区分の判断は、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地となります。資力及び信用は資金計画書等の提出により審査し、適当であると判断、申請に係る用途に延滞なく供することの確実性も資金計画書、敷地利用計画図等の審査により、確実性があると判断、計画面積の妥当性に関しては、敷地利用計画図等の提出により面積は妥当だと判断。4月4日、会長、農地部会長、分科会長・農地部会委員・事務局職員により現地調査を行い、周辺への農地等への支障はないと判断、以上のことから、周囲の現状等も勘定した結果やむを得ないと判断されます。以上です。

会 長 本件においては、農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

農地部会長 はい。議案審査報告、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について1件。上記の議案について4月4日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年4月6日、農地部会長 小長光 隆。

会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり承認することに決しました。なお、同条の規定により県知事の許可事項となっておりますので進達します。

会 長 続きまして、議案第13号、14号となっておりますが議事参与の制限により私は退出いたしますので深草貞雄農政部会長よろしくお願いたします。なお議案第14号につきましては、古野久和委員、筒井浩一委員は退席をお願いいたします。

(相葉会長退席)

農政部会長 続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画（所有権移転）について3件を一括議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第13号 農用地利用集積計画（所有権移転）について3件。1件目は福岡県農業振興推進機構から〇〇氏への所有権移転です。
申請土地は木月〇〇番地、登記地目及び現況地目は田、合計面積〇〇㎡、利用目的は田として、対価〇〇円、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期は平成30年4月27日であります。2件目、3件目は〇〇氏、〇〇氏より福岡県農業振興推進機構への所有権移転であります。
申請土地は八尋〇〇番地、外〇筆、登記地目及び現況地目は田、木月〇〇番地、外〇筆、登記地目及び現況地目は田及び畑、合計面積〇〇㎡、利用目的は水田として、対価〇〇円、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期は平成30年4月27日であります。以上所有権移転についての説明を終わります。

農政部会長 本案においても農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光 隆君。

農地部会長 議案審査報告、議案第13号 農用地利用集積計画（所有権移転）について3件。上記の議案について4月4日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年4月6日、農地

部会長 小長光 隆。

農政部会長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

農政部会長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

農政部会長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

農政部会長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告通り町長に回答することに決定しました。

(古野久和委員、筒井浩一委員 退出)

農政部会長 議案第14号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 13件を一括議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第14号 農用地利用集積計画(利用権設定) 13件。再設定10件、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借の設定、存続期間は2年11ヶ月から10年、賃料は旧耕作料に準ずるであります。続きまして、新規設定は3件、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借設定、存続期間は5年から10年、借賃は旧耕作料に準ずるであります。以上13件の利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告でございます。

農政部会長 本件においても、農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

農地部会長 はい。議案審査報告、議案第14号 農用地利用集積計画(利用権設定)に

ついて13件。上記の議案について4月4日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年4月6日、農地部会長 小長光 隆。

農政部会長 　ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等はありませんか。

（「ありません」の声あり）

農政部会長 　質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

（「ありません」の声あり）

農政部会長 　意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

農政部会長 　ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり町長へ回答することに決しました。

（相葉会長、古野久和委員、筒井浩一委員 入室）

会 長 　次にその他に移ります。

会 長 　ご意見等はありませんか？よろしいでしょうか。
ないようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会致します。
お疲れ様でした。

議事録署名委員

松 尾 健 一

岡 松 尚 壽